

## ○金沢大学学友会会則

(2011年11月5日 設立総会)

(名称)

第1条 本会は、金沢大学学友会（以下「学友会」という。）と称する。

(事務所)

第2条 学友会の事務所は、金沢市角間町の金沢大学内に置く。

(定義)

第3条 この会則において「基幹同窓会」とは、金沢大学（以下「大学」という。）、大学の前身校及び大学に附属した学校の同窓会をいう。

2 この会則において「登録同窓会」とは、地域・職域・研究室・学寮・サークル等を単位として卒業生で組織する様々な同窓会、教職員又は教職員であった者で組織する団体及び学生の保護者会等の団体をいう。

(目的)

第4条 学友会は、基幹同窓会を中心とした全国的交流と連携を推進することにより、卒業生相互の交流と親睦を図り、併せて大学との連絡を緊密にし、もって大学の発展と社会に貢献することを目的とする。

(事業)

第5条 学友会は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事業を行う。

- (1) 基幹同窓会を中心とした全国的交流と連携の推進に関する事業
- (2) 基幹同窓会への活動支援及び各種の新たな同窓会設立の支援に関する事業
- (3) 大学との連携及び大学の教育研究活動への支援に関する事業
- (4) 同窓会及び卒業生の情報収集及び大学の情報提供に関する事業
- (5) その他学友会の目的に沿った事業

(会員)

第6条 学友会は、個人会員及び団体会員で構成する。

2 個人会員は、次に掲げる者とし、在学生及びその保護者は準会員とする。

- (1) 卒業生及び修了生（在学したことのある者を含む。）
- (2) 教職員又は教職員であった者
- 3 団体会員は、基幹同窓会とし、登録同窓会は準団体会員として学友会に加入することができる。

(役員)

第7条 学友会に、次の役員を置く。

- (1) 会長 1人
- (2) 副会長 基幹同窓会から各1人
- (3) 代表理事 1人
- (4) 理事 基幹同窓会から各1人
- (5) 監事 2人

(名誉会長等)

第8条 学友会に、名誉会長を置くことができる。

- 2 学友会に、相談役及び顧問を若干人置くことができる。
- 3 名誉会長、相談役及び顧問は、学友会の会議に出席し、意見を述べることができる。

(役員等の選任)

第9条 会長は、理事会の推薦により、役員総会で選出する。

- 2 副会長及び理事は、基幹同窓会からの推薦により、会長が委嘱する。
- 3 名誉会長、相談役、顧問及び監事は、理事会の推薦により、会長が委嘱する。
- 4 代表理事は、大学の同窓会担当副学長をもって充てる。

(役員等の職務)

第10条 会長は、学友会を代表し会務を総理する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長不在のときは代行する。
- 3 代表理事は、事業計画の立案及び会務の執行を総括し、理事会を統括する。
- 4 理事は、事業計画の立案及び会務の執行に参画し、理事会を構成する。
- 5 監事は、必要に応じて学友会の会計を監査し、監査結果を理事会に報告する。
- 6 名誉会長及び相談役は、学友会の運営等に関する重要事項について助言する。
- 7 顧問は、学友会の運営等に関し、意見を述べることができる。

(役員等の任期)

第11条 役員等の任期は2年とし、再任を妨げない。

2 補欠による役員等の任期は、前任者の残任期間とする。

(会議)

第12条 学友会の会議は、役員総会及び理事会とする。

(役員総会)

第13条 学友会に、重要事項の審議のため、役員総会を置く。

2 役員総会は、会長、副会長、代表理事、理事及び監事をもって構成する。

3 役員総会は、次に掲げる事項を審議する。

- (1) 会長の選出に関する事項
- (2) 事業計画及び事業報告に関する事項
- (3) 予算及び決算に関する事項
- (4) 会則の改廃に関する事項
- (5) その他重要事項

4 役員総会は、原則として毎年1回、会長が招集し、その議長となる。ただし、必要があるときは、臨時に招集することができる。

5 役員総会は、構成員の過半数が出席しなければ、議事を開き、議決することができない。

6 役員総会は、出席した構成員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。ただし、第3項第4号の議事については、出席した構成員の3分の2をもって決する。

7 登録同窓会の代表者1人は、役員総会に出席し、意見を述べるることができる。

(理事会)

第14条 学友会に、事業計画の立案及び会務の執行のため、理事会を置く。

2 理事会は、代表理事及び理事をもって構成する。

3 理事会は、次に掲げる事項を処理する。

- (1) 会長、名誉会長、相談役、顧問及び監事の推薦に関する事項
- (2) 事務局長及び事務局員の採用又は任命に関する事項
- (3) 登録同窓会の入会又は退会に関する事項
- (4) 事業計画及び予算の立案並びに執行に関する事項
- (5) 役員総会の審議に関する事項
- (6) その他会務執行上の案件に関する事項

4 理事会は、代表理事が招集し、その議長となる。

5 理事会は、構成員の過半数が出席しなければ、議事を開き、議決することができない。

6 理事会の議事は、出席した構成員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(会計)

第15条 学友会の所要経費は、事業収入及び寄附金等をもって充てる。

2 基幹同窓会は、役員総会の議決により、所要経費を負担することがある。

3 登録同窓会は、原則として、経費負担の義務を負わない。

(会計年度)

第16条 学友会の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日をもって終了する。

(監査)

第17条 会長は、会計年度ごとに決算書を作成し、監事の監査を受けなければならない。

(事務局)

第18条 学友会に、日常の事務を処理するため事務局を置き、事務局長は事務局を統括する。

2 学友会事務局の執務室は、当分の間、大学本部に置く。

(施行細則)

第19条 この会則に定めるもののほか、学友会の運営等に関し必要な事項は、理事会の議を経て、会長が別に定める。

附 則

この会則は、平成23年11月5日から施行する。